

(少)第16号

平成15年3月17日

本部各部課長  
各警察署長 殿

項目コード	A0903
保存期間	30年
廃棄年月日	平成45年3月17日
担当係	補導係

三重県警察本部長

児童福祉法第33条第1項に基づき警察が行う児童の一時保護について

(例規通達)

対号 警察が行なう児童の一時保護について

(例規通達・昭和25年11月13日防統  
収第519号)

児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第33条第1項に基づき、警察が児童相談所長からの委託を受けて、児童に一時保護を加える場合には、下記の点に留意し、遺憾のないようにされたい。また、児童の一時保護に当たっては、別添「児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について」(昭和25年7月31日付け厚生省児童家庭局長通知)を参考とされたい。

なお、対号例規通達は廃止する。

#### 記

#### 1 警察が児童に一時保護を加える場合

警察において児童を一時保護することができるのは、法第33条による一時保護の必要な児童を警察職員が発見し、又は市民から警察職員が引き継いだ場合で、児童相談所が遠隔地にある、又は夜間にわたるなどのため、児童相談所長が直ちに引き取ることができないときに、児童相談所長から一時保護を委託された場合である。

この場合における児童相談所長からの一時保護の委託は、個別に行われるものであることから、児童相談所長との緊密な連絡体制を確立すること。

#### 2 保護の場所

警察において児童の一時保護を行う時は、保護にふさわしい部屋を使用するものとし、鍵をかける場合は、児童の行動範囲がなるべく広くなるよう配慮すること。児童の一時保護に使用する部屋は、通常の部屋に準じて造られたものだけに限り、留置室を代用することはできない。

#### 3 保護の期間

警察が児童に一時保護を加える期間は、児童相談所に引き渡すまでの必要最小限のものであり、原則として児童に一時保護を加えたときから24時間を超えないこと。ただし、交通その他真にやむを得ない事情がある場合は、この期間を延長することができる。

なお、期間が24時間を超える場合においても、児童の一時保護は、法に基づき児童相談所長の委託を受けて加えられるものであるから、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第3条第3項が適用されるものでないことに留意すること。

#### 4 費用

児童の一時保護に要した費用は、法第50条第8号の規定に基づき都道府県から支弁されることになる。したがって、支弁の方法その他これに関する細部の事項については、あらかじめ県主務課と打ち合わせることを。

## 別添

### 児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について

(昭25.7.31 児発第505号 厚生省児童局長より知事あて)

児童福祉法によつて児童を取扱う場合には、児童福祉の原理に従い、児童の人権を尊重すべきことは言をまたないところであり、したがつてたとえ保護施設等から逃走する性癖を有する児童であつても、施設の側の受け入れの方法に十分留意し、これを自由な環境で保護して施設生活に魅力を感じさせるようにすることが児童保護の原則であるが、現下の実状としては時に強度の浮浪癖等のために極めてひん繁に逃亡を繰り返しこれがためその児童にやむを得ず、ある程度の拘束力を加えて施設内にとどまらせることが却つてその児童の真の福祉を保護するゆえんとなる場合もあると考えられる。これらの場合については特に下記の事項をお含みのうえ取扱上遺憾のないようにせられたい。

#### 記

1 児童に対し、強制力を行使することは極めて例外的な場合に限らるべきであつて、本来は児童に自由な環境を与え、あたたかな態度でこれに接することによつて施設内の日常生活におのずから魅力を持たせるようにすることが原則であること。やむを得ず強制力を用いる場合にも、決して権力的な態度で臨むことなく、その措置がその児童の真の福祉を保障するために行なわれるものであることを忘れてはならないこと。

また、強制力の行使は能う限り短期間にとどめすみやかに開放的な保護に移行させるよう絶えず努力すること。

2 児童福祉法第33条の児童相談所長による児童の一時保護の権限について

(1) 児童福祉司その他の児童福祉関係吏員が、浮浪児または不良児等の保護に赴いた際にその者を一時保護のために帯同しようとするに当つて本人が反対の意思表示を行なつても、これをそのままに放置することが保護の目的に添わないと認められる場合には、その意思に反してこれを強制的に帯同することができるものであること。

(2) 一時保護を加えようとする児童が過去において繰返し逃走した経歴を有する等の事情のために十分な監視を以つてしてもその逃走を防止することができないと認められるような場合、この種の児童に対しては、これを窓に格子を用い、とびらに鍵をかけることのできる特別な一時保護室において保護を加えることができること。

この特別な一時保護室の設置については次の諸点に留意すること。

(イ) 強制的措置の目的を達成するために容易に破壊されないような構造であることは必要であるが、太すぎる格子を用いたり窓を小さくあるいは高く設ける等刑罰を科する場所のような設計ではなくあくまでも通常の部屋という印象を与えるように留意すること。

(ロ) 一般衛生特に採光換気に注意し、たとえ格子がはめられ鍵が施されていても務めて明るい感じを与えるように工夫すること。

(ハ) 児童を1人ずつ鍵をかけた個室におくことは不可であつて、室の広さはできるだけ

け広くし、その中における児童たちの行動は事情の許す限り自由にすること。

また、建物の構造その他の条件を考え合わせてできることならば、名々の室のとびらには鍵をかけず廊下のとびらに鍵をかけて児童が各室や廊下を自分の範囲とすることができるような考慮が望ましいこと。

(二) 観察室より観護者が常に児童の生活を観察し児童から何等かの意思表示があつた場合には必ずこれに応ずることができるようにすること。

(ホ) 火災等の非常時に際し、児童の完全救出ができるよう建物の構造上に留意すること。

(3) 一時保護を加えつつある児童が逃走を企てた場合には、その児童の意思に反してもこれを連れ戻すことができること。

(4) 一時保護を要する児童が警察官公吏によつて発見され、児童相談所がこれを直ちに引取ることが不可能であるような事情にある場合は児童相談所長はその児童の一時保護を警察署長に委託することができること。ただし、この場合警察署ではその児童を保護的な立場から取扱うべきはもちろんである。したがつて、その一時保護は保護室において行なうべく、その期間も特に必要ある場合のほかは原則として24時間を超えてはならないこと。

3 教護院、養護施設等より児童が逃亡した場合には施設の長は児童福祉法第47条の児童福祉施設の長が行なう親権をもつてその児童の意思に反しても強制的に、これを連れ戻すことができること。

4 教護院において少年法第18条第2項によつて送致された児童に対し家庭裁判所の決定による指示に従い強制的措置をとるための特別監護の設備についても2の(2)の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)に準ずること。

なお、この場合家庭裁判所から指示される保護の方法やその他の措置は、個々の場合について教護院で行ないうる強制力行使の最高限度を示されるものと思われるから、必ずその限度までの強制措置を行なわねばならないわけではなく、教護院長の技能によつて能う限り最小の強制力にとどめ、できうればこれを全く行使しないことが理想であること。

5 この通知によつて強制力を行使しうる教護院は昭和24年6月15日発児第72号「児童福祉法と少年法の関係について」第2により指定された教護院に限るものであることは従前の通りである。

したがつて、同第72号をもつて指定された都道府県としては、この通知にしたがつて準備を進められたいこと。

また、本年度公共事業費をもつて設置を予定されている強制収容室に関しては、この通知によるのであるが、建物の構造については追つて図面を作成し、参考として送付する予定であること。